

和歌山西年金事務所からのお知らせ

☎ 和歌山西年金事務所 Tel **073-447-1660** (代表)
健康推進課 国保年金係 Tel **65-3008**

国民年金の加入をお忘れなく

会社を退職したことにより厚生年金等の被保険者でなくなったときや、配偶者の扶養でなくなったときは届出が必要です。届出忘れにより未納期間が発生すると、将来の年金受給や、万が一の障がい・死亡による障害年金、遺族年金の受給ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

なお、引き続き厚生年金などの被保険者や被保険者の配偶者として扶養される場合、届出は不要です。(1日でも未加入期間が発生する場合、国民年金への加入が必要です。)

また、納付が困難な場合、免除や納付特例の制度が利用できることがあります。

※全員が対象ではありませんのでご注意ください。

手続きに
必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・脱退証明書(資格喪失日(認定解除日)がわかるもの)
- ・離職票(免除制度の利用に必要な場合があります)

国民年金保険料の学生納付特例制度

前年度から継続して学生納付特例を希望する場合、4月以降に令和6年度分の申請が必要となります。日本年金機構から申請ハガキが送付されますので、必要事項を記入のうえ返送してください。継続申請の場合は、学生証等の添付は不要です。

また、学生納付特例を希望し、日本年金機構からの申請ハガキをお持ちでない場合(学校が変更となる、在学予定が延びた等)は、下記書類をご持参のうえ、和歌山西年金事務所または役場で申請をしてください。

手続きに
必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・在学証明書または学生証(有効期限が切れていないもの)

なお、前年度に引き続き学生で、令和6年度から保険料の納付を希望される場合、ハガキは返送せず和歌山西年金事務所までご連絡ください。

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

